

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名  |
|-------|---|
| 39    | 令和6年度別府市非課税世帯重点支援給付金支給事務<br>基礎項目評価書【令和7年12月26日終了】 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

別府市は、令和6年度別府市非課税世帯重点支援給付金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

大分県別府市長

## 公表日

令和7年12月24日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務         |   |
|------------------------------|---|
| ①事務の名称                       | 令和6年度別府市非課税世帯重点支援給付金支給事務  |
| ②事務の概要                       | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、非課税世帯重点支援給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和6年度別府市一般会計補正予算を財源として支給される給付金であって、別府市から、低所得者世帯を支援する観点から支給されるものをいう。以下「給付金」という。)の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務<br>特定個人情報を以下の事務で取り扱う。<br>① 給付金の受給資格の確認及び給付金の支給台帳の管理に関する事務<br>② 給付金の支給申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 |
| ③システムの名称                     | 給付金システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー  |
| 2. 特定個人情報ファイル名               |   |
| 令和6年度別府市非課税世帯重点支援給付金支給情報ファイル |   |
| 3. 個人番号の利用                   |   |
| 法令上の根拠                       | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の135の項   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携     |   |
| ①実施の有無                       | [ 実施する ] <選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                      | 【情報照会】<br>番号法第19条第8号<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項<br>【情報提供】<br>なし  |
| 5. 評価実施機関における担当部署            |   |
| ①部署                          | 市民福祉部 ひと・くらし支援課   |
| ②所属長の役職名                     | ひと・くらし支援課長  |
| 6. 他の評価実施機関                  |   |
|                              |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求       |   |
| 請求先                          | 総務部 総務課<br>〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号<br>TEL0977-21-1251 mail:gen-ga@city.beppu.lg.jp  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ     |   |
| 連絡先                          | 市民福祉部 ひと・くらし支援課<br>〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号<br>TEL0977-21-1113 MAIL:sow-hw@city.beppu.lg.jp  |
| 9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した       |   |
| 適用した理由                       |   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年12月13日   |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年12月13日   |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                           |           |  |
|---|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]                                     |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)          |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用                                    |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か         | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託                            |           | [ <input type="radio"/> ]委託しない   |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                       | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)    |           | [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                        | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続                           |           | [ ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                           | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                   |           |   |
|-----------------------------------|-----------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か       | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ○ ] 人手を介在させる作業はない |           |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か             | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠                             |           |   |

| 9. 監査   |  |
|---|--|
| 実施の有無   | [ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査   |
| 10. 従業員に対する教育・啓発  |  |
| 従業員に対する教育・啓発  | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 特に力を入れて行っている<br/>           2) 十分に行っている<br/>           3) 十分に行っていない         </div> </div>  |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する |  |
| 最も優先度が高いと考えられる対策  | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br/>           2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br/>           3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br/>           4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br/>           5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br/>           6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br/>           7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br/>           8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br/>           9) 従業員に対する教育・啓発         </div> </div> |
| 当該対策は十分か【再掲】  | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [ <input type="checkbox"/> 十分である ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 特に力を入れている<br/>           2) 十分である<br/>           3) 課題が残されている         </div> </div>   |
| 判断の根拠   | 情報ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員を限定している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。  |

